

## 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について

## 1. 経緯及び目的

県では、未曾有の大災害となった東日本大震災における災害対応や得られた教訓を取りまとめた「東日本大震災－宮城県の発災後 1 年間の災害対応の記録とその検証－」を平成 27 年 3 月に発行した。この記録誌では、13 の分野について 46 の教訓を取りまとめた。東日本大震災で多く聞かれた「想定外」を繰り返さないためには、得られた教訓を今後の防災対策に着実に生かしていく必要がある。そのため、平成 27 年度から教訓を踏まえた防災対策の状況を取りまとめ、これらの情報を共有することにより、今後の防災対策の一助とするとともに、防災対策の深化と更なる意識の醸成を図ることとした。

## 2. 防災対策の状況

教訓を踏まえた防災対策については、記録誌の 46 の教訓に対し、県、市町村、消防本部、ライフラインなどの防災関係機関が平成 23 年度以降に実施した新規事業、拡充事業、変更事業を取りまとめ、資料 11「東日本大震災検証記録誌 46 の教訓を踏まえた防災対策一覧表」のとおり、教訓ごとに整理した。

なお、平成 30 年度取りまとめ以降に実施した主な防災対策（資料 11 下線部）を以下のとおり 13 の分野ごとに取りまとめた。

## (1) 防災体制（教訓 NO. 1～10）

県では、宮城県災害時広域受援計画の策定や、宮城県業務継続計画（BCP）の拡充など、発災時の対応整備に取り組んでいる。また共助の取組み強化を図るため、宮城県防災指導員フォローアップ講習の拡充や、防災指導員向けアドバイザー派遣事業を新設した。

各機関において、地域防災計画等の見直し、情報収集に関する協定締結などが継続的に進められている。石巻地区消防では高度救助隊が発足し、今後の迅速かつ効果的な救助体制が期待される。今後も、市町村や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた防災体制の強化を進めていく必要がある。

## &lt;新規（及び拡充）事業&gt;

- ・宮城県業務継続計画（BCP）拡充（県）
- ・宮城県災害時広域受援計画策定（県）
- ・宮城県防災指導員フォローアップ講習を 4 コースに拡充（県）
- ・地域実践アドバイザー派遣事業の新設（県）
- ・業務継続計画の策定（大崎市）
- ・避難所開設状況及び道路破損状況などの情報提供等に係る日本郵便(株)との連携協定（利府町）
- ・無人航空機の導入（仙台市）、無人航空機に関する協定の締結（名取市、栗原市）
- ・全行政区に防災組織を設立、訓練経費補助（大和町）
- ・大規模災害発生時に復旧活動拠点となる前進拠点 4 箇所整備（NTT(株)）
- ・免震構造の消防庁舎整備（大崎地域消防）
- ・災害協定締結先・会員事業者との通信手段として「緊急災害情報付無線機」導入（宮城県倉庫協会）
- ・救助体制の強化 高度救助隊発足、資機材整備、救助隊増隊（石巻地区消防）
- ・早期復旧体制の強化（衛星移動基地局車の増強、可搬型衛星の増強／(株)NTT ドコモ、可搬型衛星アンテナの増強／ソフトバンク(株)）

他

## (2) 国・地方公共団体等との連携・支援（教訓 NO. 11～13）

各機関において、災害時における消防用水の確保や、情報発信・収集に関する協定締結が進められている。引き続き、協定締結先が参加する防災訓練の実施、対応マニュアルの整備など、実効性を高める更なる取組みを進めていく必要がある。

### <新規（及び拡充）事業>

- ・情報発信等に係るヤフー(株)との連携（大崎市）
- ・災害被害状況調査に係る応援協力に関する協定（大崎市）
- ・緊急消防援助隊応援計画の変更（大崎地域消防，栗原市消防）
- ・災害時における消防用水等の確保に関する協定の締結（加美町，名取市消防，仙南地域消防）
- ・【再掲】宮城県災害時広域受援計画策定（県）
- ・【再掲】高度救助隊の発足，緊急消防援助隊増隊（石巻地区消防）

他

## (3) 物資供給・燃料確保（教訓 NO. 14～16）

各市町村において、物資等を保管する備蓄倉庫の整備が進められており、今後も物資供給に係る体制の見直しや、物流事業者等との連携体制強化に取り組む必要がある。

### <新規（及び拡充）事業>

- ・防災拠点施設への備蓄倉庫の整備（加美町）
- ・指定避難所等への備蓄倉庫の整備拡充（大崎市，涌谷町）

他

## (4) 救助活動（教訓 NO. 17～20）

各市町村や消防本部では、消防職員や消防団に対する津波浸水域内での活動を想定した資機材等の整備に継続的に取り組んでいる。

### <新規（及び拡充）事業>

- ・消防団員の装備品の整備（電動チェーンソー／石巻市）（活動服／多賀城市）（消防用雨衣，踏抜き防止板付き長靴／蔵王町）（防火衣／利府町）（救命胴衣／加美町）（耐切削性手袋，エンジンチェーンソー／南三陸町）
- ・津波災害対応資機材の整備（検索用とびろ／名取市消防），（救助用硬質ウレタンボート／黒川地域消防）

他

## (5) 避難体制（教訓 NO. 21～24）

仙台市では災害時に避難場所となる荒浜地区避難の丘を整備。また各機関において、住民へ確実に、防災情報が届くよう、多様な情報伝達手段の整備が進められている。

今後も、復興まちづくりの進捗状況等を踏まえた避難体制の更なる強化を進めていく必要がある。

### <新規（及び拡充）事業>

- ・社会福祉施設への情報伝達手段の整備（大崎市）
- ・全国瞬時警報システムの新型受信機の更新（亘理町，大和町，加美町，涌谷町）
- ・防災広場 荒浜地区避難の丘整備（仙台市）

他

## (6) 避難所，被災者支援（教訓 NO. 25～30）

県では被災者支援としてみやぎ被災者生活支援ガイドブックの Web 版を作成。また各市町村においては、避難所の整備や避難所運営マニュアルの作成等、継続的に地域の防災体制の強化が進められている。

<新規（及び拡充）事業>

- ・防災協定の締結（民間賃貸住宅の提供等）（県）
- ・みやぎ被災者生活支援ガイドブック Web 版の発行（県）
- ・指定避難所への無料 Wi-Fi 整備（大和町）
- ・避難所運営マニュアル簡素化版の作成，配布（山元町）
- ・【再掲】指定避難所等への備蓄倉庫の整備拡充（大崎市，涌谷町）

**（7）災害時要援護者（注）（教訓 NO. 31～34）**

市町村において，多様な情報伝達手段の整備や，福祉避難所に関する防災協定の拡充が進められている。要配慮者の具体的な支援体制の構築が着実に進められており，今後でも取り組んでいく必要がある。

（注）「災害時要援護者」は，「要配慮者」のこと。

記録誌作成当時は，「災害時要援護者」の用語を使用した。

<新規（及び拡充）事業>

- ・登録メール配信サービスの開始（涌谷町）
- ・要配慮者の受入等に係る防災協定の拡充（塩竈市，村田町）
- ・【再掲】社会福祉施設への情報伝達手段の整備（大崎市）

他

**（8）保健医療（教訓 NO. 35～37）**

県では，県内外の大規模災害に備え，発災直後から精神保健医療活動が行えるよう災害派遣精神医療チーム（宮城 D P A T）の活動マニュアルを策定。関係機関の役割等，具体的な事項について定めた。被災者に対する継続的な支援活動や関係機関との連携について，今後も，より良い支援体制の構築に向け取り組んでいく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・災害時の薬事体制整備（県）
- ・宮城県災害派遣精神医療チーム（宮城 DPAT）活動マニュアル策定（県）
- ・ドクターヘリランデブーポイントへの看板設置（登米市消防）

**（9）ボランティア（教訓 NO. 38～39）**

平成 30 年度取りまとめのとおり。

**（10）災害廃棄物・有害物質の処理（教訓 NO. 40～41）**

平成 30 年度取りまとめのとおり。

**（11）復旧・復興（教訓 NO. 42～43）**

県及び市町村において，被災者等の状況や要望等を踏まえた独自の支援制度を設けるなどの対応を行っており，今後も被災者や地域の実情に応じたきめ細やかな支援について，検討を行っていくことが必要である。

<新規（及び拡充）事業>

- ・中小企業組合等の共同施設等の復旧費の貸付（県）
- ・商談会等に係る費用補助（県）

#### (12) 法整備と運用（教訓 NO. 44）

法整備と運用については、災害救助法に基づく救助実施市として仙台市が指定され、将来起こりうる災害の防止・軽減のための法整備が図られた。

- <新規（及び拡充）事業>
- ・災害救助法に基づく救助実施市の指定（仙台市）

#### (13) 防災教育，教訓の伝承（教訓 NO. 45～46）

県では、東北大学と共同で避難訓練指導パッケージ作成に係る研究を実施。また各市町村において防災教育の充実や、震災の記録作成など、災害の教訓や記憶の伝承に取り組まれている。今後も、過去の災害の教訓も含め本震災の教訓を根付かせていくため、定期的に震災の記憶を伝承する機会を設け、防災意識の醸成に取り組んでいく必要がある。

- <新規（及び拡充）事業>
- ・災害時学校支援チームみやぎの結成に向けた研修会の実施（県）
  - ・避難訓練指導パッケージ作成に係る東北大学との共同研究（県）
  - ・復興 10 年の総括検証の実施（県）
  - ・防災教育への震災遺構活用（仙台市）
  - ・震災記録等の作成（気仙沼市）